



—湾岸・アラビア半島地域ニュース—

イラン：内外に影響を及ぼす対イラン金融制裁

湾岸地域の経済・金融・エネルギー問題専門家 中嶋 猪久生

2010年6月以降の国連安保理、米国、EUによる対イラン追加制裁、特に、金融制裁による打撃がイラン内外にジワジワと襲いかかっている。イランと貿易取引のあるEUやアジア諸国にどのような影響を及ぼしているか分析を試みたい。

### 1. イラン国内への影響

為替市場、ガス田開発資金の調達、外貨準備、貿易取引の決済などの面からみると、金融制裁が直接の導火線となって、イランはこれまで以上に深刻な打撃を受けているようだ。

#### ① 為替市場が乱高下

9月、UAE中央銀行がUAEで営業するイランの銀行によるイラン向け送金を一時制限したことにより、テヘランの為替市場でリアルが大幅に下落（13%、瞬間的に1ドル=13,000リアル）し、市場は大混乱に陥った。中央銀行本店前では外貨を求める両替商と治安部隊との間で小競合いも起きた。中央銀行によるドルやユーロなど外貨の売り介入でようやく收拾したものの、リアル下落により損失を蒙ったテヘランのバザール商人や両替商からは強い不満の声が上がった。

#### ② 不可能となったユーロ建てガス田開発資金の起債

国営商業銀行のBank Mellat、Bank Melli、Bank Saderatがブラック・リストに載せられたため、これら銀行の海外店を窓口とするユーロ債による起債ができなくなった。このため、サウス・パルスのガス田開発（Phase 12, 15-18など）資金の調達は国内債の発行に切り替えられた。

#### ③ 外貨準備資産の通貨構成の変化

欧州におけるイラン資産封鎖への懸念から、イラン中央銀行は、外貨準備約800億ドルのうち120億ドルを欧州の銀行から引上げ、イランと貿易取引を行っているドバイの企業を経由して、中東やアジアの銀行に移転した。120億ドルの根拠は、イランとドバイの年間貿易をカバーする金額であるからだ、といわれている。また、外貨準備の約15%を金に転換しており、9月までの4カ月間で22トンの金を購入（8.55億ドル）した。

#### ④ 輸入コストが30%上昇

2005～09年の間、イランの銀行に対する米国やEUの金融制裁は輸入コストを約20%押し上げた。追加制裁により、さらなるコスト増（保険料や金融コスト）が加わるため、輸入コ

スト全体では約 30%の上昇になる公算が高い。また、闇市場で売買されている輸入商品価格の 35%は金融制裁の影響によるものといわれている。

## ⑤ 金融制裁の迂回対策

金融制裁を迂回するため、イランは、イラク、マレーシア、アゼルバイジャン、トルコ、UAE、バハレーンなど世界中のイスラム諸国で秘かに銀行の設立を計画している。その他、外国銀行の買収や、イランの銀行による株式取得（特に中国の銀行など）を視野に入れた動きも出てきている。

## ⑥ 中国人民元への決済通貨の変更

EUによる対イラン制裁の強化につれて、ユーロ建てによる取引が封鎖されるのではないかの懸念から、イランは中国人民元による貿易決済取引をスタートさせた。イランが中国の銀行に元勘定を開設し、原油販売代金をこの口座で受領する。この口座を通じて、イランは中国との間でガソリンなどの燃料購入や機械部品の購入代金を相殺するという形をとっている。

## 2. 金融制裁のイランと商取引をする国への影響

追加制裁は、イランだけではなくイランと貿易取引をする諸国にも影響が及んでいる。これまで問題となった事例は次の通りである。

### ① European-Iranian Handelsbank（以下 EIH）はいまだ制裁対象外

9月、米国財務省はドイツのハンブルグに拠点を置く EIH を 17 番目の制裁対象とした。他方、イランの主要銀行が次々と欧州でブラック・リストに載せられる中で、同行は EU の制裁対象とはなっていない。このため、制裁対象としたい米国と反対するドイツによる水面下の激しいやり取りが続いている。EIH はユーロ建てのイラン貿易を欧州で展開する上で重要な役割を担ってきた。

### ② Bank Mellat ソウルの営業停止とウォン建て取引

2008 年以降、米国は韓国に対し、Bank Mellat ソウル支店（資産総額 30 億ドル）の閉鎖を求めてきたが、イランから報復を受けかねないとして韓国は応じてこなかった。しかし、国連、米国、EU の追加制裁を無視することもできず、10 月、同国の外国為替管理法に違反した場合、最短の営業停止期間 2 カ月の制裁を科することを決定した。イラン・ビジネスに関与する韓国企業は約 2000 社あり、ほとんどの企業が同行ソウル支店と取引をしていたため、韓国産業銀行とウリ銀行の 2 行はイラン中央銀行に決済用ウォン建て口座を 9 月に開設した。なお、韓国とイランの貿易は、2009 年、97 億ドル、2010 年 1~7 月、74 億ドルと急増しており、韓国としても強い制裁措置をとれないという事情がある。

### ③ 送金の監視と報告義務が強化

イランとの間の資金移動について、UAE では、1日あたり 20 万ディルハム（460 万円）を超えた場合、当局への報告（金額、送金人、受取人などの情報を含む）を月次ベースで義務付ける措置をとっている。EU27 カ国の場合、1~4 万ユーロ（96 万円）の場合は月次ベースの報告義務が課され、4 万ユーロ超の場合は当局による事前承認が必要とされている。

日本の場合、金額に関係なく、月次ベースで報告義務が課されている。また、金融機関に対し、金融当局が外国為替管理法に基づき、制裁法が遵守されているかどうかの特別検査を実施することになっている。かかる報告義務にもかかわらず、EU の制裁規定をみると、「禁止する規定がない限りイランとの取引はできる」として、イラン・ビジネスを何とか続けていこうというしたたかさが見てとれる。

### ④ 米国による制裁の罰則規定はエスカレート

これまで、イランなどからの指図に従い、米国金融システムの中で、受取人の名前を伏せて米ドル支払いを行ったり、リターン取引によるドル決済したとして、米国から罰金を科される外国銀行も出てきた。スイスの UBS（2004 年、1 億ドル）、オランダの ABN Amro（2005 年、8000 万ドル）、英国の Lloyds（2009 年、3.5 億ドル）、スイスの Credit Suisse（2009 年、5.36 億ドル）、英国の Barclays（2010 年、2.98 億ドル）などの例がある。米国当局によるイラン取引の監視の目は益々厳しくなっており、米国金融市場から締め出されないためにも、外国銀行はイラン取引には一層慎重になってきている。

### ⑤ 中国、ロシアの銀行にとってイラン制裁はどこ吹く風か？

金融制裁の強化にもかかわらず、ロシアと中国は従来通り、制裁対象となるイランの銀行との取引を継続している。7 月にはロシアのエネルギー相とイランの石油相との間で、石油・天然ガス事業における協力や銀行の共同設立を検討する項目を盛り込んだ共同声明に署名しているほどだ。米国は 10 月、中国に対し、国連制裁に違反する中国企業や中国の大手銀行数行を含む銀行のリストを提示し、中国に善処を求めた。

## 3. 金融制裁の次のシナリオは？

今後、P5+1（国連安保理常任理事国＋ドイツ）とイランとの間の核関連交渉が不調に終始するようなことになれば、米国が考える次の制裁のシナリオは、さらなる金融制裁の強化である。前述の EIH を含め、イラン中央銀行を新たにブラック・リストに加えることやドルだけでなくユーロや円などグローバルな金融市場からイランを締め出す規定を含む制裁を科することであろう。

なお、6 月、イラン制裁に関する国連安保理決議 1929 に先立ち、米国主導でイラン中央銀行制裁案も議論されたが、中国、ロシア、EU などの反対に遭い、取り下げられた経緯がある。

---

©本「かわら版」の許可なき複製、転送、引用はご遠慮ください。

ご質問・お問合せ先 財団法人中東調査会 TEL:03-3371-5798、FAX:03-3371-5799